

# 特別養護老人ホーム 音羽の浜 「重要事項説明書」

## 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0956-33-0108 (午前9時から午後5時30分)

担当 管理者 池田 秀子 生活相談員 吉田 幸成

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2 特別養護老人ホーム音羽の浜の概要

### (1) 施設の名称等

施設名称 特別養護老人ホーム 音羽の浜

所在地 佐世保市東浜町123番地

介護保険指定番号 4270202593

### (2) 同施設の職員体制

(令和3年4月1日)

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	施設長	1			1
医師	医師		2		2
事務長		1		会計責任者	1
生活相談員	介護福祉士・介護支援専門員	1			1
介護支援専門員	介護支援専門員	1			1
栄養士	管理栄養士	1			1
機能訓練指導員	看護師	1		ショートと兼務	1
事務職員		3			3
介護看護職員	看護師	2			2
	准看護師	4			4
	介護職員	23	2	内介護福祉士10名	25

### (3) 同施設の整備の概要

定員	5ユニット(1ユニット10名) ショート1ユニット( )	静養室	1室
居室：個室	54室 (1室 13.758 m <sup>2</sup> )	医務室	1室
居室：特別室	6室 (1室 14.737 m <sup>2</sup> )	エレベーター	2基
浴室	一般浴槽	食堂兼談話コーナー	6室
	特殊浴槽	機能訓練室	1室

#### (4) 入所定員数

全個室（ユニットケア）	定員 5ユニット（1ユニット10名）
ショートステイ（ユニットケア）	定員 1ユニット（1ユニット10名）

### 3 運営の方針

私たちの家「音羽の浜」は、母なる海に面した、恵まれた環境の中で、人と人との心の通い合いを育み、利用者様と職員の「笑顔あふれる家」作りを目指します、利用者様の人権を尊重し、主体性を大切にしながら「まるで自分の家にいるかのような生活」が出来る空間づくりに努めます。健康管理については嘱託医・協力病院と密接な連携を取り、安心して楽しく過ごせるような環境を準備いたしております。

### 4 サービスの内容

#### (1) 介護保険給付によるサービス

##### ・入浴

ユニット毎に週2回の入浴をしていただきます。

ただし、身体状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

##### ・介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い・・・等

##### ・機能訓練

利用者の機能に応じた訓練を行います。

##### ・管理栄養士配置

常勤の管理栄養士を配置いたしております。

##### ・栄養マネジメント

入所者様の状況に応じた、栄養ケアマネジメントを行います。

##### ・経口移行

経口摂取を進めるため、医師の指示による栄養管理を行います。

##### ・療養食

医師の指示により、療養食を提供いたします。

##### ・相談援助サービス・生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

##### ・健康管理

毎週1回往診日を設けて健康管理に努めます。

#### (2) 介護保険給付外サービス

##### ・食事

朝食 8：00～ 9：00

昼食 12：00～13：00

夕食 17：30～18：30（季節によって変動があります。）

※ 上記の時間内であれば自由にお食事が出来ます。

・居室

② 定員1名の個室です。生活単位は10人1ユニットでの生活になります。

③ 入院又は外泊期間中の居室料（非課税者は基準額2066円）はご負担いただきます。（外泊時加算の対象期間は6日間です）

③利用状況によりお部屋の変更をお願いする場合があります。

・理美容サービス

当施設では、週一回火曜日に理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

・行政手続代行

行政手続きの代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。ただし、手続きに係る経費はその都度お支払いいただきます。

・所持品の保管

居室のスペースに置くことのできない所持品を保管にて預かります。

ただし、預けることのできない所持品の種類や体積に制限があります。

貴重な物品等は保管できませんのでご了承ください。

・レクリエーション

当施設では、レクリエーション行事を行います。

行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは毎月の月間予定表をご覧ください。

※その他

これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的に御相談下さい。

## 5 利用料金

### (1) 基本料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護度によって個人負担金が異なります。

\*施設利用料他（別表1）（令和元年10月1日現在）

### (2) 基本料金の減免措置について

#### 1) 高額介護サービスの制度

高額サービス費として払い戻し手続き制度があります、該当される方は、市町村相談窓口にお尋ねください。

2) 世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。（単位：円）

対 象 者		区 分	居住費/日	食費/日
生活保護受給者		利用者負担		
	老齢福祉年金受給者	第1段階	880	300
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	880	390
	利用者負担第2段階以外の方 (世帯全員が住民税非課税で 利用者負担額が1・2段階以外 の方)	利用者負担 第3段階①	1,370	650
	利用者負担 第3段階②	1,360		
上記以外の方		利用者負担 第4段階	3,000 3,100	1,445

\*利用者負担第4段階で「特別減額措置」を受けられる人

利用者負担第4段階の人は「特別入所介護（支援）サービス費」の対象とはなりません。しかし、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費を負担する事で生計が困難になる、など一定の要件を満たし、申請により認められた人は、利用者第3段階と同様の「特別減額措置」を受けることができます。

### (3) 支払方法

- ◎ 毎月15日までに、前月分の請求書を発行します。その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行いたします。
- ◎ お支払い方法は、銀行引落・振込、現金持参の3方法があります。入所時にお選びください。(銀行引き落としは申し込んで約2ヶ月かかります。)

### 6 当施設では、下記の医療機関に協力いただいています。

#### ◎嘱託医

- ・医療法人博雅会田中医院 田中博也
- ・千住博内科 千住晋

#### ◎協力医療機関

- ・佐世保中央病院 ・田中医院 ・千住病院 ・千住博内科

#### ◎協力歯科医療機関

- ・朝村歯科

### 7 退所の手続き

#### ① 利用者様のご都合で退所される場合

退所を希望する日の30日前までにお申し出ください。

#### ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

ア 利用者様が他の介護保険施設に入所した場合

イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過を持って退所していただくことになります。

ウ 利用者様がお亡くなりになった場合

③ その他

ア 利用者様がサービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族などが当施設や当施設の従事者に対して本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、即刻退所していただく場合がございます。

この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

イ 利用者様が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後1ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ契約を終了させていただきます。

この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。

ウ やむをえない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

8 施設利用に当たっての留意事項

◎面会は、午前9時～午後8時までです。

◎外出・外泊は事前にお知らせください。

◎居室での飲酒・喫煙はお断りいたします。(指定された場所のみ可)

◎所持品・備品の持ち込みは、職員にご相談ください。

◎金銭・貴重品の持ち込みは、職員にご相談ください。

◎外泊時等の施設外での受診については、職員にご相談ください。

◎設備・備品等に多大な損害を与えた場合は弁償していただく場合もありますので、大切にご利用をお願いします。

(施設側へ相談なく持ち込み(リース)された物品の破損・紛失の保証はいたしません)

◎その他・疑問・質問等はお気軽にご相談ください。

9 非常災害対策

防災設備 スプリンクラー・消火器・消火栓・非常通報装置

防災訓練 月に1回：通報・消火・避難の部分訓練を行います。

年に2回：消防署に指導を受け総合訓練実施いたします。

防災管理者 小林 雅弘

10 緊急時・事故発生時の対応

体調の変化や、転倒事故等緊急の場合は別紙3に従って、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

氏名		
住所		
電話番号		
続柄		

## 11 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して日常生活を送っていただくために、利用者の『営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動』は、禁止します。

## 12 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご請求下さい。

## 13 サービス内容に関する相談苦情

### ① 当施設ご利用者相談・苦情相談窓口

担当者 生活相談員 吉田 幸成  
相談苦情解決責任者 施設長 池田 秀子  
電話 0956-33-0108  
第三者委員 土井 直子  
電話 0956-25-1428

### ② 苦情処理体制・手順

1. 苦情・相談窓口担当者が利用者又はその家族からの苦情・相談を受け付け、その内容を十分に聞き確認した上で、その段階で解決できるものはその場で解決する。
2. 窓口担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し管理者及び苦情・相談の対象になっている部署の責任者と協議し、解決する。
3. 当該施設内で解決が困難な場合は、あらかじめ事業所が選任した第三者の立会いのもと、当該利用者との話し合いを行い解決する。
4. 3での解決が困難な場合は、当該利用者及びその家族に苦情・相談の窓口のある国保連や行政機関に申し立てができる旨を伝え、速やかに当該案件の概要を当局へ報告し、その指示を仰ぐものとする。

### ③ その他

当施設以外に市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- 佐世保市長寿社会課 0956-24-1111
- 長崎県国民健康保険団体連合会  
介護保険課 095-826-7293
- 長崎県社会福祉協議会 運営適正化委員会  
095-842-6410

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム音羽の浜入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 清真会  
所在地 長崎県佐世保市東浜町123番地  
名称 特別養護老人ホーム 音羽の浜  
理事長 池田 豊 印

説明者 生活相談員  
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から特別養護老人ホームについての重要事項の説明を受け同意します。

利用者  
住所  
氏名 印

代理人（身元引受人）  
住所  
氏名 印